

令和元年度 第2回 高石市都市計画審議会 議事録

【開催日時】 令和元年11月18日（月） 午前10時30分から開催

【開催場所】 高石市役所 本館2館 正庁大会議室

【出席委員】 委員16名中14名の委員が出席され開催いたしました。

日野 泰雄 下村 泰彦 丑野 正仁
濱野 洋 清水 明治 畑中 政昭
森 博英 久保田 和典 永山 誠
羽間 靖志（代理：宮下 信彦）
大森 良男（代理：辻野 多治見）
東口 正一 山内 和彦 高橋 妙子
（以上委員14名）

【欠席委員】 北山 憲 藤田 政明

【傍聴者】 なし

【日 程】 報告第1号 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（大阪府決定）について
付議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（案）（高石市決定）について
諮問第1号 特定生産緑地の指定（案）について
その他

【答申事項】 付議第1号、諮問第1号に対しては、欠席委員2名を除く委員14名の同意の上、原案のとおり認める答申がなされた。

【質疑応答】

・報告第1号、南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）（大阪府決定）について

(委員) 大阪府の決定ということなので理解するが、説明のあった空き家や空き地等の低未利用の活性化を図るという部分で、本市の未利用になっている公共施設を数年放置しているのは以前から問題ではないかと思っている。大阪府決定と高石の動きとの整合性がわかりにくいので確認しておきたい。

(事務局) 空き家については、解体や耐震の診断による耐震改修などの補助金制度を設け、施策を進めている。

また、公共施設は保育所や幼稚園などの統廃合によって、活用していない状態で、議会でも維持管理に努めるようにと言われており、現在、各施設の管理者が適切な維持管理に努めている。その後の利活用については、意見を聞きながら市全体で検討しているところであり、時期が来れば議会でも内容を示していく。

(委員) 未利用になっている施設は1年や2年どころじゃなく、長期間そのまま放置されている状況で、この大阪府決定という部分について、市民から理解が得にくいのではないか。施設利用を検討するのはいいが、もう少し整合性のあるような、市民から理解できるような進め方をしていただきたい。市や国の財産は私たち住民の財産なので、それを有効に使ってほしい。民間であれば長くかからないのに、なぜ長くかかっているのか。地域からいろいろな活用方法を相談しても、入り口でシャットアウトというとおかしいが、有効利用するためと言いながらも余りにも長くかかっている。

こういう大阪府決定が出たので、同じようにあわせて行政もしっかり進めていただきたいと要望する。

(会長) 基本は、国の方針や府のマスタープランが上位計画になるので、これに基づいて本市の様々な施策を実施することになる。今まで進んでいなかったとしても、例えば補助事業であれば進めるということがあるかもしれないが、府のマスタープランができたからといって、府の補助事業になることは、なかなかないと思う。ただ、意思として、府でこのように動こうと言われているのに対して、本市としてそれを受けた形で動こうということになれば記載したらいいのかもしれない。今まで進めなかった事業で、もう少しこれで実現の可能性が広がるということであれば、本市もここに力を入れるということになると思う。今、未使用施設の有効利用の促進に関したご意見をいただいたということで了解する。

本市も、総合計画や、都市計画マスタープランの改定の時期になる。そして総合戦略が第2期に入り、本市のいろいろな計画も改定しないといけない。その上位計画になるので、関連するところに関しては留意いただき、これで良いのかということ

を考えていただければいいと思う。

本市とは余り関係ないと思うのだが、最近の話題の一つになっているスーパーメガリージョンには私も疑問がある。もともと戦前に三大都市圏の太平洋ベルト地域の開発というものがあり、その後、自然災害が来ると一度に、首都圏の機能が停止するというので、主要な政府機能の分散化を促進しないといけないという動きもあった。そのときに関西ではすばるプランというものが国土庁であり、福井県から和歌山県まで含めたような広域計画があった。一方首都圏では、災害時の臨時政府をどこに置くかで議論になり、リニアで30分のところに置くということが決められた。ところが、気が付けば、リニア計画は東海道にまで伸び、今やまたスーパーメガリージョンの名の下に、東京、名古屋、大阪の大都市圏への集中投資のようになっている。したがって、昔に戻ったようで、人口減少や、先ほどのコンパクト・プラス・ネットワークとか立地適正化などを言っている中で、本当にそれが整合しているのか個人的には疑問に思っている。このような大きな話は本市とは直接は関連しないと思うが、周辺自治体としては、新大阪へのリニア延伸による副都心構想の拡充、うめきた二期開発、万博とIRで海側までつなぐようなことが考えられている中で、本市にどのような影響があるのかといったあたりについて、何かご意見があればお願いしたい。

一方で、逆に、非常にローカルで我々の身近な問題として、この中で我々が何をピックアップして議論したらいいのかという二通りの側面があると思う。その点からのご意見があればお願いしたい。

(事務局) 現状で示されている範囲では答えにくいところがあるが、もう少し具体的に素案という形で出てくれば、市としてもどこに当てはまるのかというのが明確になると考えている。

(会 長) 本日は報告となっているが、最終的には意見を付すかどうかということで回答することになる。来年夏の府議会が最終で、それまでに意見聴取の機会はないように思われるが日程はどうなっているか。

(事務局) 来年の春ごろに、市町村に対しての意見照会がある。それを受けて、再度、都計審で説明し、諮問、答申となるので、その中で意見を伺う形になる。

(会 長) もう一度、ブレイクダウンをした内容について報告いただき、皆さんにもう一度ご意見をお伺いする機会があるということなので、もう少し具体的になってから改めてご意見をお伺いするというところでよろしいか。

(委員) 会長が言われるとおり、大阪全体の都市計画、東京との関係からも、大阪府内での商業施設の開発について、南部のほうは南海トラフの問題でリスクの高い地域という部分があるので、高石だけではなく、都市計画の中で、国の方の交通施設についての部分に入れて頂きたい。

私が子供のころにあった、和歌山・紀伊半島を一周して名古屋までという道路の整備の計画が寸断されているような気がする。和泉市との関係でライフサイエンスの評価や、高石だけではなく広域で都市計画の情報交換をしながら、高石の立ち位置を明確にしないと、今後、南大阪が取り残されていく地域になる。高石だけではなく、大きな地域連携の中で都市計画をしていかないと、これからだんだん人口が東京のほうに行く、大阪でも北摂のほうに集中するような気がしてきたので、今後、大阪府南部という位置づけの中で高石も議論すべきであることを提案したい。

(委員) 都市計画の一番右の大阪府内の新たな動き、ここに近隣市や府全体を見ながら集中的に取り組んでいくということだと思う。これで府全域にかかわることや、湾岸地域、百舌鳥・古市古墳群など、地域性が出てくる部分を考える必要がある。

2ページ目に都市計画の決定方針として大きく3つ、分野別になるように整理されて書かれている。

その中で、例えば高石は湾岸に位置し、災害リスクに関しては企業の話が出たが、緊急路を増やすことになれば、国道26号や、他にも大阪市内から南におりていく道路が何本か指定されている中で、本市がさらに掲げることができるのか。府は全域で考えているが、それを受けて、本市の都市計画で考えておかなければならない項目というのはどれかということをお互いに見ながら、この審議会で意見を出し合うということもあると思う。緊急路の話と関連するのかわからないし、所管も違うが、風の道についても、どう絡めていくのか。これは府の道路なので市はどこまでどのようにかかわっていけばいいのかということについては、マスタープランでどこまで書くかということが改定の際の考慮すべき点である。緑でいうと、府営公園も先ほど会長の話にもあったように、1ページの新たな緑のイノベーションをするという話であるとか、2ページの自然環境や都市部の多様な緑を保全・育成と活用など、知事が提言されて、府営公園ががらっと変わっていくという話を打ち上げている。府営公園なので高石市とは関係ないが、近所に公園があり、そのあたりを活性化された後の周辺をどう考えていくかなど、影響を受けるような要因が出てくる可能性があるのかないのかということ整理し、ここで意見聴取されることを希望したい。

(会 長) 次回、また詳細な項目をいただいて、それぞれの皆さんが特に関連するところにご意見をいただきたい。

ただ、民間であれば進むのに事業が進んでいないであるとか、一方で、今、府の公園を民間委託することや、エリアマネジメントということも出ているが、本当に民間の運営に任せたほうがいいのか、あるいはもう少し公的に対応したらいいのかとかという問題も出てくると思う。いろいろな観点から、それぞれの立場で、次の段階でまたご意見をいただけたらと思う。本日は報告をいただいたということで終わらせていただけてよろしいか。

(異議なし)

【質疑応答】

・付議第1号、南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(案)(高石市決定)について

(会 長) 廃止の地区については、既に行為制限が解除されていることになっているので、確認をいただくということと、追加の地区については、追加を認めることに関して本日の審議会の決定をもってということによろしいか。

(事務局) そのとおりです。

(委 員) 制度上しっかりと運用されているので異議はないが、取石の30、道連れが発生したということで、制度上仕方ないが、面積要件の緩和の条例を制定していたら道連れにならなかったのか。

(事務局) 道連れの区域の面積は142㎡になるので、事前に面積要件を300㎡に引き下げる条例を制定していたとしても道連れ廃止ということは避けられない状況である。

(会 長) 要件が緩和されて、土地が繋がっていなくても、道を隔てて近隣に生産緑地があれば同一だというふうな見方をして、できるだけ残していこうという方向ではあるが、今回については周辺にも生産緑地がなく、面積が142㎡なので、やむを得ず廃止ということである。

これは毎回申し上げているが、廃止については決定されている事項なので確認しかできないが、市全体の中で緑地や空地がどのぐらいの面積があるのか、エリアごとにはどうなっているのかということに関しては常に市としては把握しておき、著しく偏ってなくなるような状況が起こった場合には、もう一度買い取りをするかどうか

かを含めて検討いただけたらと思う。

今回は廃止が3カ所に対して、1カ所追加なので、大きな問題はないというようなご判断かと思う。

特にご異議等がなければ、付議第1号について意見なしということで答申をさせていただきますと思う。

(異議なし)

【質疑応答】

・諮問第1号、特定生産緑地の指定(案)について

(会 長) 生産緑地の制度が始まってから30年たつと、解除ができるが、引き続き農業を営む場合は、今回、特定生産緑地の制度で10年間延長できる。今回はその中の数カ所について特定指定の申請があったということであるが、何かご質問等あるか。

(意見なし)

(会 長) もともとある生産緑地の中の一部とあるが、例えば真ん中が継続されなければ区域が分かれるのか、地理的条件によると思うが、例えば取石の3の地区は、緑だけが、ほかの地区がもし継続されなければ、1地区になるのか。

(事務局) この大きさであれば1地区になるので、間があいてしまうということもあると思う。生産緑地として指定しているので、そのうちの一部が特定になっているという形になる。

(会 長) 場合によっては、分割されることもあり得るのか。

(事務局) 地区の考え方として、もともとの地区の設定と、今、運用している中での考え方とでは若干変わってきているので、改めてこちらで地区を設定するのであれば、地区の変更という形にしている。

(委 員) 先程の説明で、生産緑地の面積要件を300㎡に緩和する条例制定の件、よろしくお願ひしたい。できるだけ農地を守っていきたい。

(会 長) 300㎡の条例制定についてはまだということか。

(事務局) 今回紹介した300㎡への緩和だが、市として進めていくということで、条例制定を来年に予定している。次回の生産緑地の審議までには、面積要件が変わる予定であるので、今回、先に紹介させていただいた。条例制定のほうは進めていきたいと考えているので、よろしく願いしたい。

(会 長) ほかにご意見、ご質問等がないようなので、諮問第1号、特定生産緑地の指定(案)について、原案のとおり答申するという事によろしいか。

(異議無し)

【質疑応答】

・その他

なし

【午前12時30分閉会】